

6 南水総第 3 4 6 号
令和 6 年 1 0 月 2 9 日

南島原市下水道使用料等審議会
会長 様

南島原市長 松 本 政 博



下水道使用料等の改定について（諮問）

南島原市上下水道料金等審議会条例第 4 条の規定に基づき、下記の事項について貴審議会の意見を伺います。

記

諮問事項

令和 8 年度以降の下水道使用料等の改定について

諮問の趣旨

下水道事業は、地方公営企業として、独立採算の原則により、下水道使用料等を主な財源として運営しています。

この下水道使用料等については、地方公営企業法第21条において、「公正妥当で、かつ、適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な経営を確保することができらるものでなければならない」と規定されています。

下水道使用料等は、平成18年3月の旧八町合併後、合併協定書の中で、「下水道使用料等については、合併時は現行どおりとし、合併後調整する。」とされておりましたが、未だに各旧町時代の料金体系を調整できていない状況であります。

また、令和2年度に公営企業へ移行後、公営企業を取り巻く環境は、急激な人口減少等に伴う下水道使用料収入の減少や、今後の施設の老朽化等に伴う更新需要の増加などにより、厳しさが増すことが予想されます。このような状況の中、これからの維持管理費や下水道施設等の改築・更新費用を見据えた経営の分析・予測を行い、計画的に事業を推進していくために、経営戦略の見直しを図っていく必要がございます。

これら様々な状況を踏まえ、令和8年度以降の下水道使用料等のあり方について貴審議会の意見を伺います。